

第三者点検項目における観点について

点検No	点検項目における観点及び補足事項	記載ページ	記載箇所	概要等
点検No.8関連				
(1)	特定個人情報ファイルを取り扱う事務やその事務において使用するシステムについて、基本情報を具体的に分かりやすく記載しているか。			
	① 評価対象の事務全体の概要及びその中で特定個人情報ファイルを使用して実施する事務の内容を具体的に記載しているか。	P10	(別添1)事務の内容	評価書のとおり
	② 当該システムが実現する機能の名称とその概要を具体的に記載しているか。	P8	I-2-システム6	
	③ 当該システムと情報をやり取りするシステムを全て記載しているか。			
	④ 事務に関わる者、事務において使用するシステム、事務において取り扱う情報の流れを具体的に記載しているか。	・事務に関わる者:P17~18 ・システム:P8 ・情報の流れ:P10~13	・I-2-システム6 ・(別添1)事務の内容	
(2)	特定個人情報ファイルの取扱いプロセスの概要(特定個人情報ファイルの取扱いの委託、特定個人情報の保管・消去)について、具体的に分かりやすく記載しているか。			
特定個人情報ファイルの取扱いの委託				
	① 委託先に当該特定個人情報ファイルを取り扱わせることが必要な理由を具体的に記載しているか。	P18	II-4-委託事項4-② その妥当性	評価書のとおり
	② 委託先を住民等が確認できるか否か、確認できる場合はどのように確認できるか、確認できない場合はそのような取扱いが評価対象の事務を実施する上で必要な理由を具体的に記載しているか。	P18~19	II-4-委託事項4-⑤ 委託先名の確認方法	情報公開条例に基づく公開請求により委託契約書を確認できる
	③ 特定個人情報ファイルの取扱いを再委託するに当たって、どのような手続・方法によるかを具体的に記載しているか。		II-4-⑧ 再委託の許諾方法	評価書のとおり
特定個人情報の保管・消去				
	① 特定個人情報の保管場所の態様及び保管場所への立入り制限・アクセス制限について具体的に記載しているか。	P21	II-6	評価書のとおり
	② 特定個人情報の保管期間は妥当であるか。また、その理由を具体的に記載しているか。			
	③ 保管期間を経過した特定個人情報を消去する方法を具体的に記載しているか。			

第三者点検項目における観点について

点検No	点検項目における観点及び補足事項	記載ページ	記載箇所	概要等
点検No.11 関連				
(1)	特定個人情報の委託について、特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし妥当なものか。			
	① 委託先において特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者を必要最小限に制限していることを具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P43	Ⅲ-4 閲覧者・更新者の制限	評価書のとおり
	② 委託先における特定個人情報の消去のルールを定めている場合は、ルールの内容やルール遵守の確認方法を具体的に記載しているか。また、委託契約終了後に消去されていることを確認する方法を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。		Ⅲ-4 消去ルール	
(2)	特定個人情報の保管・消去について、特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし妥当なものか。			
	① 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損を防ぐために行っている物理的な対策について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P47	Ⅲ-7-⑤	評価書のとおり
(3)	特定個人情報ファイルの取扱いについて自己点検・監査や従業員に対する教育・啓発を行っているか。			
	① 評価書に記載したとおりに運用がなされていること等について、評価の実施を担当する部署自らが、どのように自己点検するか具体的に記載しているか。	P63	Ⅳ-1-①	評価書のとおり
	② 評価書に記載したとおりに運用がなされていること等について、どのように監査するか具体的に記載しているか。		Ⅳ-1-②	
	③ 特定個人情報を取り扱う従業員等に対しての教育・啓発や違反行為をした従業員等に対する措置について具体的に記載しているか。		Ⅳ-2	
	④ 住民等からの意見聴取により得られた意見を踏まえて評価書のどの箇所をどのように修正したかを具体的に記載しているか。	P65	Ⅵ-2	評価書のとおり
(4)	その他、評価実施機関に特有な問題や懸念に対し、特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし妥当なものか。	表紙	特記事項	委託先による不正入手・不正使用等への対策として、業者選定の際に情報保護管理体制を確認し、秘密保持契約を締結している